

2019 年規定審議会 2 日目（午前で終了）

制定案 19-49 ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件

提案者： Madras ロータリークラブ（インド、第 3232 地区）

国際ロータリー細則

4.040.1 クラブの投票

各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、7 月 1 日付の投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。

趣旨および効果

インド国内の地区の候補者およびクラブでは、クラブの投票権を増やすために、ロータリー年度の前半にクラブの会員数を水増しするという非倫理的慣習が行われるようになっている。このような会員は 6 カ月以内に終結することが多いため、RI に財政的影響を与え、会員増強および維持の方針にも影響を及ぼす

（審議に入る）

（賛成）3142 地区、民主主義の中で選挙は重要であり高潔性を維持することは前提になる。意図的に会員数を増加することを防止しなければならない。

（賛成）3250 地区、7 月 1 日に基準を変更することに賛成

（反対）ヨーロッパや北米ではそのような事はない。

（投票結果）**324 対 192** で採択された。

制定案 19-50 全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件

提案者： Nagercoil Emerald ロータリークラブ（インド、第 3212 地区）Nagercoil South ロータリークラブ（インド、第 3212 地区）

国際ロータリー細則

14.040. 郵便投票電子投票の書式

ガバナーは、各クラブ会員に一枚の投票用紙電子投票用紙を準備するものとする。（中略）

14.040.1 クラブの投票

各クラブ会員は、少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合（以下全文抹消）

趣旨および効果

本制定案の目的は、投票資格を有するすべてのロータリアンに民主主義的な方法で参加する権利を与えることにある。すべてのロータリアンが参加意識をもつことになる。

（審議に入る）

（反対）理事会メンバーから反対意見があった。

➡COL で発表される中で重要な部分の変更がある。定款 5 条でクラブに投票権があるわけで、個人ではないことを確認する。電子投票にもコスト面、セキュリティ面で投入が困難と認識するべき。

(賛成) 3011 地区、クラブの投票になる。クラブ会長がクラブメンバーの総意を代表して投票することを理解いただきたい。インドでは電子投票が導入されている。

(反対) 4320 地区 (スペイン) すべてが既に規則が確立されているのに、指名委員会で推薦候補以外に電子投票でなされた人が候補になりうる上で混乱を招く。

(質問) 何故、理事会がこれを欠陥のある制定案にしなかったのか？

マローニー会長エレクト ➡定款細則委員会の判断している。理事会は細則委員会から上程された制定案を上程することを決定している。審議することを承認しているだけに過ぎない。

(投票結果) 72 対 443 で否決された。

制定案 19-51 ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件

提案者: Ruryila ロータリークラブ (パキスタン、第 3272 地区)

国際ロータリー細則

14.020.8. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも ~~1~~年 2 年が経過している地区内クラブは (以下略)

14.040.1. クラブの投票

年度初めの時点で設立から少なくとも 2 年が経過している各クラブは (以下略)

趣旨および効果

ガバナーノミニーの投票において勢力を増すために、地区内でクラブが結成されているということが指摘されている。

(審議に入る)

(賛成) 3211 地区、運転免許は 18 歳からで経験を積んでいかなければならない。1 年目のクラブは「幼児期」であることは間違いない。2 年が最低条件になるので賛成いただきたい。

(反対) 3271 地区、ガバナー指名条件としてロータリアンとして 7 年が必要

(投票結果) 185 対 329 で否決された。

制定案 19-52 ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件

提案者: Mumbai Aces ロータリー E クラブ (インド、第 3141 地区)

国際ロータリー細則

14.020.11. 対抗候補者の指名

定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取った場合、ガバナーはその期限から 7 日以内に、地区内の全クラブにその旨を通達するもの

とする。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで 15 日間有効である（以下略）

趣旨および効果

本制定案の目的は、ガバナーに地区選挙の時期と日程のガイドラインを示すために、対抗候補者の指名期間を定義することにある。

（審議に入る）

（質疑に入る）

（修正動議） 15 日から 30 日に変更を動議したい。

（修正案の投票結果）カード方式にて投票された、賛成多数で修正案は通過した。

（修正案後の投票結果） 442 対 69 で採択された。AA

制定案 19-53 ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとすることを要請する件

提案者： Mumbai Andheri ロータリークラブ（インド、第 3141 地区）

国際ロータリー細則

6.120.2. 理事と会長の権限

副ガバナーがいない場合、理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンパストガバナー（同じ地区所属が好ましい）を選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで 資格条件を備えたロータリアンパストガバナー（同じ地区所属が好ましい）を、アクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

趣旨および効果

いかなる地区ガバナーの交代もパストガバナーとともに行われるべきである。パストガバナーは全員、国際協議会で研修を受けている。ガバナーエレクトがガバナーに就任できるようなるまでに、このような研修の修了は必須である。よって、いかなる地区ガバナーの交代も、国際協議会で研修を受けたパストガバナーによって行われなければならない。

（質疑に入る）

（賛成）パストガバナーが在籍していない場合ロータリアンが就任していたが多くの問題があったので賛成する。

（反対）資格を備えたロータリアンは当然ながらパストガバナーと理解しているので、この制定案は問題がある。

（投票結果） 399 対 119 で採択された

制定案 19-54 地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件

提案者： 第 9125 地区（ナイジェリア）

13.020.4. 選挙

第 13.020.9.項と第 13.020.10.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委

員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙での地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

同じ意味で、ガバナーノミニーマニ選挙、地区大会、地区立法案検討会での投票も同じ内容で追加。

趣旨および効果

地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

(審議に入る)

(反対) クラブは選挙権を失う事はクラブの「停止」状態と同じ意味である。この問題は通常の取り扱いで解決すべき。

(修正動議) クラブの財政状態はガバナーが判断するの文言を削除

(定款細則委員会) 修正案に欠陥があると認識するので修正動議は採用できない。

原案審議に戻る

(反対) 6785 地区、表面的には妥当に見えるが地区大会が秋に開催される場合に矛盾が発生する。その理由は地区負担金の支払いは翌年の 1 月になるので。

(投票結果) 271 対 238 で採択された。

制定案 19-55 RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件

提案者： RIBI 審議会 (英国)

本文省略

趣旨および効果

第 19 ゾーンまたは第 20A ゾーンが理事の指名を要請された場合、本制定案は RIBI 内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20A ゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにし、すべてのクラブが理事選挙で平等に投票できるようにする。本制定案は RI の他のいかなるゾーンに対しても悪影響を及ぼさない。

(投票結果) 417 対 81 で採択された。

折衷案

制定案 19-56 副ガバナー職を廃止する件

提案者： 第 3590 地区 (韓国) 第 3662 地区 (韓国)

本文省略

趣旨および効果

副ガバナー職を廃止することは、地区において並列した 2 つの権力構造ができることを

防ぎ、それによりガバナーのリーダーシップの弱体化、副ガバナー職に就いていないパストガバナーが地区の出来事への関心を持たない可能性、パストガバナーの自尊心の低下を防ぐことができる。

(審議に入る)

(反対) 6840 地区、ガバナーが急逝した時に、副ガバナーからの連絡によってその後の地区運営の混乱がなかった事で反対する。

(賛成) 韓国；ガバナーエレクトに副ガバナーの存在が負担になっている。

(反対) 昨日の 19-40 で会長ノミニーの空席を審議したが、2013 年の規定審議会で不測の事態での対応で採択された。副ガバナー制度は地区の「保険」と認識するべき。

(賛成) 2080 地区、2016 年にも副ガバナーに関する制定案が 5 件出ている。副ガバナーは義務ではないことも確認するべき。副ガバナーの定義が明確になっていない。アクション・グガバナー制度を活用するべき。

(反対) 3291 地区、強く反対する。提案者は混乱していると思う。ガバナーが健在では副ガバナーが権限を行使する事は出来ない。空席がある場合のみ副ガバナーが職務を担うだけ。

(採択結果) 189 対 327 にて否決された

制定案 19-57 地区の年次財務表の提出期限を延長する件

提案者： RI 理事会

16.060.4. 地区の年次財務表および報告書

ガバナーを務めてから 1 年以内に、直前ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3 カ月以内に地区内全クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。(以下略)

趣旨および効果

本制定案の目的は、ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を延長し、手続きを簡素化することである。約 75%の地区が、現行の 3 カ月の期限では報告義務を順守できない財務規制および日程を設けている地域に所在している。この変更によって手続きを簡略化し、地区が所属地域の規制と RI 細則の両方を順守できるようにするものである。

(審議に入る)

(反対) 3181 地区、この制定案は国によって禁止されている。従って反対である。

(賛成) 1810 地区、現在のガバナーは前任者から内容を確認できる。3 カ月では確認できないので簡素化するべき。

(修正動議) ロータリー財団が受領した補助金又は迄削除

修正案の審議

(反対) ガバナーの責務なので反対

(賛成) 財団からの GG (グローバル補助金)、地区補助金は厳しい監査がなされている。
直前ガバナーが報告書を出すのは妥当。

(反対) ガバナーにはすべての地区補助金や GG も含まれる。

(賛成) GG は 2 つのクラブ、他の国との関係で財団が責任をもって管理している。

(反対) 財団は地区補助金と GG があるが、GG は TRF の役人が実施し、ガバナーは承認するだけである。地区補助金も財団委員会が責任を持っているが、ガバナーにも管理確認する責任があることを明確にしたい。

(修正案の投票結果) カード方式にて投票、修正動議は否決された。

(原案の審議に入る)

(原案の投票結果) 424 対 92 で採択された。

※19-48 制定案の再審議動議 (225 対 281 で否決されている)

(反対) リーダーシップは長い時間が必要であり、5 年でガバナーになるのは不自然。

(反対) 会長になるにしても 5 年は十分ではない。経験を積むことに熱心であってほしい。

(再審議の投票結果) 169 対 346 で動議は否決された。

制定案 19-58 地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件

提案者： 第 2640 地区 (日本・大阪和歌山) 国際ロータリー細則

16.040. 地区大会および地区立法案検討会

16.040.1. 時と場所に以下を追加する。

地区内クラブの 3 分の 1 以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8 週間以内に、地区立法案検討会を開催しなければならない。

趣旨および効果

一定数以上の地区内クラブ会長から、地区立法案検討会開催の請求があったときは、ガバナーはその意向を尊重して地区立法案検討会を開催するものとし、併せてその具体的な手続を定める。

(審議に入る)

(修正動議) 3 分の一から過半数に変更

(修正案への反対) 原案で十分である。

(修正案の投票結果) カード方式で採択をしたが電子式に変更 304 対 207 で修正案が採択された。

(修正後の本動議の審議)

(修正後の本動議の修正動議) 会長からクラブへの変更へ

(カード式の投票) 修正動議が採択された。

(修正案の投票結果) 442 対 65 で採択された。AA

制定案 19-59 地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的效果を要求する件

提案者： 第 3662 地区（韓国）国際ロータリー細則

16.040.3. 地区大会および地区立法案検討会の決定に以下の文言を追加

採択された推奨案は、次の地区大会または立法案検討会で決議案によって廃止または改正されるまで有効とされるものとする。効果的な実施のため、各地区は、過去 3～5 年間に採択された推奨案のマニュアル（地区章典）を作成し、これを一貫して管理し、クラブと共有するものとする。

趣旨および効果

長期的観点から地区を発展させる方針を実施することは難しい。そのため、決議案の有効期限を書面にて確立し、こうした決議案を収集して一つの地区章典としてまとめ、地区とクラブレベルで配布して維持することを必須とする。

(審議に入る)

(賛成) 韓国；趣旨及び効果と同じ内容で説明

(反対) コンセプトには賛成ではあるが、COL が決定するのは「やりすぎ」である。地区が決めるべき。

(反対) 自分たちの章典を作って、次の審議会まで有効にするのは地区レベルで決めれば十分。

(投票結果) 224 対 289 で否決された。

制定案 19-60 役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 撤回

提案者： RI 理事会 国際ロータリー細則

(抜粋) 会長または理事会は、然るべき理由がある場合には、聴聞を行った上、役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員を罷免停職にすることができる。しかるべき理由には、細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないことなどが含まれる。

趣旨および効果

現在の細則では、役員をしかるべき理由で停職または罷免（解任）するための手続きが複数規定されている。RI 役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員を停職または罷免（解任）する手続は統一された一つのものであることが推奨される。本制定案では、RI 理事会がある個人を役職から罷免（解任）するか、停職を取り消すかを決定する前に、その個人に RI 理事会へ情報を提供する機会を与える。

撤回された。

制定案 19-61 理事会の任務を改正する件

提案者： 第 2740 地区（佐賀） 第 2840 地区（群馬）国際ロータリー細則

5.010. 理事会の任務に以下を追加

各理事は、自分のゾーンの会員、および交互に理事が選出されるもう一方のゾーン／組み
合わせられたゾーンの会員に対して、理事会の決定や理事としての活動について定期的に
報告するものとする。

趣旨および効果

毎月発行されるロータリーの地域雑誌や各ゾーン・各地区のウェブサイトにも、各理事が RI
理事会決定を含め RI 現況や活動報告について記事を掲載して、ロータリアンとのコミュニ
ケーションを増長させることにより、ロータリー運動の意識高揚・情報とビジョンの共有
化を図ることを期待するものである。

（審議に入る）

賛否がなかったので投票

（投票結果） 403 対 106 で採択された。

制定案 19-62 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件

提案者： 第 5190 地区（米国）

6.140. 役員の任務

6.140.3. 事務総長事務総長は、RI の最高執行経営責任者とする。最高執行経営責任者であ
る事務総長は（以下略）

趣旨及び効果

事務総長の肩書を廃止したり、事務総長の既存の任務や責任を変更したりするものではな
い。本提案は、事務総長の役割は年月を経て進化し、現在は最高執行責任者というよりも 最
高経営責任者のほうに近づいているという認識に基づく。

（反対）理事会と管理委員会のメンバーであることと、CEO という名称は企業で使われて
いるので奉仕団体では相応しくない。

（賛成）RI 副会長から賛成意見があった。事務総長の責務を変更しない。将来の事務総長
を採用するのに優秀な人材を採用することが出来る。

修正案

制定案 19-62「事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件」への修正 案

修正提案者： 2840 地区代表議員 曾我隆一

6.140.3 事務総長

事務総長は RI の最高経営責任者行政職員の長(chief administrative officer)とする。最高経

営責任者である行政職員の長である事務総長は

修正理由

一般的に CEO,COO という表記は主に企業統治上の用語として用いられることが圧倒的に多い。非営利団体の常勤事務局職員の長である事務総長はあくまでロータリー業務に携わる事務職員の管理上の最高責任者が基本である。従って、最高経営責任者(CEO)、最高執行責任者(COO)でもない、行政職員の長(CAO)と認識を新たにすべきと考える。当然この措置によって事務総長の既存の任務や責任を変更したりするものではない。

(修正案の審議)

(反対) RI 理事➡この制定案は現代化するという前提で上程している。修正案は旧式の言葉である。世界の組織の足並みを揃えることも目的である。

(質問) 事務総長の給与とか福利厚生費は上昇するのか。

(ラシーン会長) 肩書を替えることで給与の変更はない。

(反対) 元 RI 理事➡理事会の見解と同じであるが、世界のリーダーと対等に話すためには CEO の肩書が有効である。

(修正動議の投票結果) カード式で投票 賛成少数であったので否決された。

本動議審議に戻る

(反対) 5190 地区が提案していることを考えていただきたい。事務総長の仕事はサービングであり、事務的なことに責任を持つべきである。

(賛成) 事務総長で肩書の持つ力が違うことを理解いただきたい。CEO になることで信頼性を高めることになることも理解いただきたい。

(反対) COO は副社長、社長は RI 会長である。従って反対。

(投票結果) 306 対 214 で採択された

制定案 19-93 一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件

提案者： RI 理事会

趣旨および効果

「準備金」という用語のほうがより一般的に使用されており、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たす上で十分なキャッシュフローを確保するため予算計上された、組織のニーズを上回る金額の資金を指す。

(投票結果) 502 対 14 は採択された

制定案 19-94 一般剰余金の設定手順を改正する件

提案者： 第 5190 地区 (米国)

趣旨および効果

本制定案は RI の準備金の固定した計算方法を RI 細則から削除しようとするものである。

(投票結果) 434 対 68 で採択された

制提案 19-95 新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件

提案者： RI 理事会

RI 理事会は以下のように提案する。

適切な準備金のレベルとは、ビジネスリスクの評価に基づき、年間運営費の 65 パーセントである一般剰余金の定義を RI 細則に含める。

2017 年 6 月 30 日現在の一般剰余金は 1 億 700 万米ドルと報告され、目標は 7300 万米ドルであった。特定の目的に指定された資金、運営費の現金、会社間取引残高を差し引いた場合、2017 年 6 月 30 日現在の一般剰余金の残高は 6800 万米ドル、改定後目標額は 5500 万米ドルとなる。

撤回された

修正の動議 RI 理事会

制提案 19-95 新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件

提案者： RI 理事会

18.050.6. 収入見積額を超える支出：一般剰余金（抜粋）

一般剰余資金がその 8555 パーセントレベルの 100 パーセントより減少してはならない。。
一般剰余金は、RI の現金と投資から、制限通貨で保有されている資金、細則または理事会により特定の目的に限定されている資金、および RI の日常業務に必要な資金を除いたものであると定義されるものとする。

趣旨および効果

RI 理事会は以下のように提案する。

適切な準備金のレベルとは、ビジネスリスクの評価に基づき、年間運営費の 55 パーセントである

一般剰余金の定義を RI 細則に含める

撤回された